（別紙）

番号	御意見（概略）	回答
1	アルミニウムの摂取量（暴露量）の低減化に繋がりますので、賛成です。 提案されている基準値に異論はありません。	今後とも適切な添加物指定等の手続の運用に努めてまいります。
2	今回の改正案において、使用基準の適用範囲が、「菓子、生菓子、パン」となっておりますが、それぞれの定義を明確に示して頂きたいと思います。（例えば、たい焼、たこ焼、お好み焼は適用範囲なのか等）	菓子は、例えば、焼菓子、米菓、洋菓子、キャンデー、チョコレート、チューインガム、菓子パン（生菓子を除く）、油菓子、干菓子、打菓子、豆菓子、砂糖漬菓子が、生菓子は、例えば、和生菓子、まんじゅう、洋生菓子、菓子パンが、パンは、小麦粉をイーストを用いて発酵させ、焙焼したものが該当します。
3	１．『～の使用量は、アルミニウムとして菓子、生菓子又はパン類にあってはその１kgにつき0.1g以下でなければならない。』とありますが、今回設定された範囲で菓子、生菓子又はパン類の範囲が関係業界の混乱を避けるために、配慮（菓子、生菓子、パン類の具体的な品名リストの作成）を要望いたします。 ２．『その１kg につき 0.1g 以下でならない』この文面は菓子、生菓子又はパン類全量に対してという解釈で間違いないかご回答をお願いします。 （例えば、生地と餡を含めた全量ということなのか） ３．菓子、生菓子又はパン類以外に使用し調理したものを、菓子、生菓子又はパン類に使用した場合には、この使用基準は適用されるのでしょうか。（例えば、雲丹にミョウバ	１．については、番号２の回答を参照ください。 ２．については、菓子、生菓子又はパンの可食部全体に使用基準を適用する旨周知を行う予定です。 ３．については、硫酸アルミニウムアンモニウム又は硫酸アルミニウムカリウムを使用した菓子、生菓子及びパン以外の食品を、菓子、生菓子及びパンの製造又は加工の過程で使用する場合は、当該食品に含まれる硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについては、当該菓子、生菓子及びパンに使用したものとはみなさない旨周知を行う予定です。 ４．５．６．については、所管省庁である消費者庁にお伝えさせていただきます。 ７．については、１年間の経過措置期間を設けております。

	ンを使用しており、菓子原料として使用する。） ４．私ども膨張剤製剤メーカーが製剤を販売する際は、使用基準を記載することになっておりますが、合成膨張剤又は膨張剤製剤等膨張用途を記載しミョウバン類を含んだ添加物製剤を販売する場合には『菓子、生菓子又はパン類にあってはその１kgにつき0.1g以下でなければならない。』の一文で済むようご配慮いただきたい。 関連する使用基準で、みその照りを出すためにわざわざ炭酸水素ナトリウム等が配合されている膨張剤製剤を使用することは考えにくいことがその理由です。 またミョウバン類はアルミニウム水溶性塩としてＧＨＳ表示も必要で記載事項が多くなることも理由として挙げられます。 ５．使用基準文中の『硫酸アルミニウムカリウム』又は『硫酸アルミニウムアンモニウム』は「焼ミョウバン」や「ミョウバン」、「アンモニウムミョウバン」と別名表記しても差し支えないかご回答をお願いします。 ６．使用量の記載方法は、『その１kg につき 0.1g 以下』の部分を「100ppm以下」など 濃度の表現を変更をしても差し支えないかご回答をお願いします。 ７．猶予期間を印刷物の改版の為最低１年以上を希望します。	
4	本件、対象食品は「菓子、生菓子又	番号２の回答を参照ください。

	はパン」だが、ナン、ピザ生地、おやきは対象食品の範囲に該当するのか、教示して欲しい。	
5	１．使用基準の範囲が菓子、生菓子又はパンとなっているが、どの食品がそれに該当するのか判断が難しく、使用者側において混乱が生じる可能性があり、範囲外の食品に対する風評被害が懸念されます。例えば、どの食品が菓子、生菓子、パンに該当するのか一覧表で提示する必要が有るのではないでしょうか？(例:アメリカンドッグは惣菜、菓子、パン、どれにあたるのでしょうか？) ２．使用基準の適用範囲について、例えば饅頭のように餡等の中身がある菓子類は餡も合わせた全体の菓子１kg に対してアルミニウムとして 0.1g 以下という解釈で良いでしょうか？それとも、餡を除く生地に対してという解釈になるのでしょうか？ ３．H23～24 厚生労働省にて行われたマーケットバスケット調査の結果、全ての年齢層における摂取量は JECFA の設定した PTWI:2.0mg/kg 体重/週を下回っていましたが、パーセントタイル値を求めたところ小児の 95 パーセントタイル値では 2.027mg/kg 体重/週となり、PTWI を上回ったことが判明し、小児に寄与が大きいパン・菓子類について、（１）使用基準の検討、（２）自主的な低減化の取り組み依頼の対応を取ることになっています。	１．については、番号２の回答を参照ください。 ２．４．については、番号３の回答を参照ください。 ３．については、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、摂取量の推計等を踏まえると、案のとおり使用基準を改めることが適当と考えております。 ５．については、所管省庁である消費者庁にお伝えさせていただきます。 ６．について、ご指摘の国際汎用添加物４品目のうち、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸アルミニウムカルシウム及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては、アルミニウム摂取量の低減が国際的に進められている状況を踏まえ対日輸出国向けに行った調査の結果、必要性が認められなくなったと考えられたことから国際汎用添加物に該当しないものとし、厚生労働省による指定に向けた取組を中断する予定としています。また、カルミンの使用基準案については、硫酸アルミニウムカリウム、硫酸アルミニウムアンモニウムについての食品安全委員会の評価結果も踏まえ、別途検討いたします。

	添加物評価書ではアルミニウムのTWIを2.1mg/kg体重/週（アルミニウムとして）と評価していますが、この場合、使用基準の検討要因になっているマーケットバスケット調査の小児の95パーセントタイル値を下回っています。 また、厚生労働省からの通達により（２）自主的な低減化の取り組みを行った結果、食品添加物協会の調査ではH23 から５年間で膨張剤に使用されるミョウバンの使用量は1/3以下になっていること、また、小児の大量摂取が懸念されたホットケーキミックスにはほとんど使用されていないとみられていることから、十分に対応ができているものと考えられ、使用基準の設定に関しては過剰対応ではないかと考えます。 ４．使用基準が改正された場合、告示後に猶予期間の設定を考慮頂いています。膨張剤用途においてミョウバンを使用した場合と同じ仕上がり（食感等）となるような添加物はないと聞きます。一般的に薬品の切り替え検討は多大な労力と時間がかかることであり、小規模事業体においては特に難航するものと推測されます。食品添加物協会の調査によると膨張剤用途におけるミョウバンの使用量は自主的な低減化の取り組みによりH23 と比較して1/3以下になっている、また小児の大量摂取が懸念されたホットケーキミックスにはほとんど使用されていないとみられていることから	

	現時点では十分な対応が図られていると考えられます。以上より、猶予期間の設定にはミョウバンを使用しているユーザーの代替品検討期間、そしてミョウバン製造会社の種々対応期間を考慮頂き適切な期間（１年間以上）の設定をお願い致します。 ５．使用基準が改正された場合、製品袋表示内容を変更する必要があります。各種製品に対する本使用基準表示方法は「アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその１kg につき 0.1g 以下でなければならない。」のように表示し、製品袋に該当する成分表示の記載がある場合は、冒頭部分（「硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量は」、「硫酸アルミニウムカリウムの使用量は」）を省略することは可能でしょうか？ ６．使用基準は「硫酸アルミニウムカリウムの使用量、硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量」に限定されています。現在、国際汎用添加物未指定物質として４種類のアルミニウム含有添加物があります。以前より、この４物質については国内で使用されている硫酸アルミニウムカリウムと硫酸アルミニウムアンモニウムの使用基準の見直しと連動するとの見解がありました。４物質の内、酸性リン酸アルミニウムナトリウムは主に膨張剤向けに用いられる物質です。本使用基準に改正されるということは４物質が国際	

	汎用添加物に指定された場合、菓子、生菓子又はパンに使用される際には、硫酸アルミニウムカリウムと硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量同様にアルミニウムとして0.1g 以下という使用基準が適用される又は新たに４物質について使用基準が設定されるという解釈で宜しいでしょうか？	
6	１．使用基準の範囲が菓子、生菓子又はパンとなっているが、どの食品がそれに該当するのか判断が難しく、使用者側において混乱が生じる可能性があり、範囲外の食品に対する風評被害が懸念されます。例えば、どの食品が菓子、生菓子、パンに該当するのか一覧表で提示する必要が有るのではないでしょうか？ ２．使用基準の適用範囲について、例えば饅頭のように餡等の中身がある菓子類は餡も合わせた全体の菓子１kg に対してアルミニウムとして 0.1g 以下という解釈で良いでしょうか？それとも、餡を除く生地に対してという解釈になるのでしょうか？ ３．H23～24 厚生労働省にて行われたマーケットバスケット調査の結果、全ての年齢層における摂取量は JECFA の設定した PTWI:2.0mg/kg 体重/週を下回っていましたが、パーセントタイル値を求めたところ小児の 95 パーセントタイル値では 2.027mg/kg 体重/週となり、PTWI を上回ったことが判明し、小児に寄与	１．については、番号２の回答を参照ください。 ２．４．については、番号３の回答を参照ください。 ３．６．については、番号５の回答を参照ください。 ５．については、所管省庁である消費者庁にお伝えさせていただきます。

	が大きいパン・菓子類について、（１）使用基準の検討、（２）自主的な低減化の取り組み依頼の対応を取ることになっています。 添加物評価書ではアルミニウムのTWIを2.1mg/kg体重/週（アルミニウムとして）と評価していますが、この場合、使用基準の検討要因になっているマーケットバスケット調査の小児の95パーセントタイル値を下回っています。 また、厚生労働省からの通達により（２）自主的な低減化の取り組みを行った結果、食品添加物協会の調査ではH23 から５年間で膨張剤に使用されるミョウバンの使用量は1/3以下になっていること、また、小児の大量摂取が懸念されたホットケーキミックスにはほとんど使用されていないとみられていることから、十分に対応ができているものと考えられ、使用基準の設定に関しては過剰対応ではないかと考えます。 ４．使用基準が改正された場合、告示後に猶予期間の設定を考慮頂いています。膨張剤用途においてミョウバンを使用した場合と同じ仕上がり（食感等）となるような添加物はないと聞きます。一般的に薬品の切り替え検討は多大な労力と時間がかかることであり、小規模事業体においては特に難航するものと推測されます。食品添加物協会の調査によると膨張剤用途におけるミョウバンの使用量は自主的な低減化の取り組みによりH23 と比較して	

	1/3 以下になっている、また小児の大量摂取が懸念されたホットケーキミックスにはほとんど使用されていないとみられていることから現時点では十分な対応が図られていると考えられます。以上より、猶予期間の設定にはミョウバンを使用しているユーザーの代替品検討期間、そしてミョウバン製造会社の種々対応期間を考慮頂き適切な期間の設定をお願い致します。 ５．使用基準が改正された場合、製品袋表示内容を変更する必要があります。各種製品に対する本使用基準表示方法は「アルミニウムとして、菓子、生菓子又はパンにあってはその１kg につき 0.1g 以下でなければならない。」のように表示し、製品袋にはそれぞれ成分表示があるため、冒頭部分（「硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量は」、「硫酸アルミニウムカリウムの使用量は」）を省略すことは可能でしょうか？ ６．使用基準は「硫酸アルミニウムカリウムの使用量、硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量」に限定されています。現在、国際汎用添加物未指定物質として４種類のアルミニウム含有添加物があります。以前より、この４物質については国内で使用されている硫酸アルミニウムカリウムと硫酸アルミニウムアンモニウムの使用基準の見直しと連動するとの見解がありました。４物質の内、酸性リン酸アルミニウムナ	

	トリウムは主に膨張剤向けに用いられる物質です。本使用基準に改正されるということは４物質が国際汎用添加物に指定された場合、菓子、生菓子又はパンに使用される際には、硫酸アルミニウムカリウムと硫酸アルミニウムアンモニウムの使用量同様にアルミニウムとして0.1g 以下という使用基準が適用される又は新たに４物質について使用基準が設定されるという解釈で宜しいでしょうか？	
7	１．使用基準案の策定に当たってはマーケットバスケット調査結果をもとにしているが、厚生労働省の要請により業界で自主的な使用低減を行っており、現在の使用量は約３分の１になっている。このため、全ての年齢層において PTWI を下回っているものと推定される。使用基準の改正は再度マーケットバスケット調査を行い、結果を見た上で行うべきであると思われる。 ２．使用基準の適用範囲は菓子、生菓子又はパンとあるが、市場製品の中には判断に迷うものもあり混乱が予想されるため、定義を明確にして欲しい。 ３．必要な経過措置を設けるとあるが、食品表示基準経過措置期間終了の平成32年３月31日までとして欲しい。使用基準の改正後は、代替品の検討、製品袋の印字変更等、様々な準備に時間が必要であること、また、食品表示基準の経過措置期間終了前に設定された場合、製品袋やラ	１．については、番号５の回答を参照ください。 ２．については、番号２の回答を参照ください。 ３．については、番号３の回答を参照ください。また、食品表示に関するご意見については、所管省庁である消費者庁にお伝えさせていただきます。 ４．については、今回の使用基準改正は、硫酸アルミニウムカリウムと硫酸アルミニウムアンモニウムのアルミニウムとしての使用量の上限を定めるものであり、天然由来のアルミニウムを含むアルミニウムの残留量の上限を定めるものではありません。

	ベル表示をその都度変更する必要が生じるため、労力とコストが増大し、中小企業にとっては大変な負担となるため、ぜひご考慮頂きたい。 ４．アルミニウムは食品中に元々存在する元素であるため、製品１キロ中のアルミニウム含量を測定した場合、食品由来か硫酸アルミニウムカリウム又は硫酸アルミニウムアンモニウム由来であるかの判断は困難である。製品中の使用量についてはどのように判断されるのか示して欲しい。	
８	１．H23～24 年に厚生労働省にて行われたマーケットバスケット調査の結果について、一日摂取量の平均値はいずれの年代においても、JECFA が設定した PTWI（2.0mg/kg 体重/週）を下回ったが、アルミニウムを含有する食品を多量に摂取する小児（１～６歳）の推計では、95 パーセンタイル値以上で PTWI を上回った（2.027mg/kg 体重/週）。PTWI を超過するおそれのあるのは上記の一部の場合のみであることから、小児（１～６歳）のアルミニウムの摂取量への寄与が大きいと考えられるパン、菓子類への「硫酸アルミニウムカリウム（カリウムミョウバン）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムミョウバン）の使用について、１）現状の使用実態を確認した上で、使用基準を検討する。２）自主的な低減化の取組みをする。対応を採ることとなった。添加物評価書ではアルミニウム	１．については、番号５の回答を参照ください。 ２．については、番号３の回答を参照ください。

	の TWI を 2.1mg/kg 体重/週（アルミニウムとして）と評価していて、この場合、H23～24 年に厚生労働省にて行われたマーケットバスケット調査の小児の 95 パーセントタイル値を下回っていとことなる。また、厚生労働省からの通達により、２）自主的な低減化の取り組みを行った結果、食品添加物協会の調査ではH23 年から５年間で膨張剤に使用されるミョウバンの使用量は1/3以下になっている。小児の大量摂取が懸念されたホットケーキミックスにはほとんど使用されていないとみられている。これらのことから、十分に対応ができているものと考えられ、アルミニウムの使用基準の設定に関しては過剰対応ではないかと考える。 ２．使用基準が改正された場合、告示後に猶予期間の設定を考慮いただいているが、一般的に薬品の切り替え検討は多大な労力と時間がかかることであり、小規模の事業体において特に難航することが推測される。猶予期間の設定にはミョウバンを使用しているユーザーに代替品検討期間、ミョウバン製造会社の対応期間に１年以上を考慮していただきたい。	
9	ミョウバン処理をした栗の甘露煮の缶詰を用いて栗饅頭を製造した場合、栗を含む饅頭全体としてのアルミニウム含量が基準になりますか？それとも、栗を除いたミョウバンを含んだ膨張剤を使用した饅	番号３の回答及び番号７の回答を参照ください。

	頭の皮だけが基準になりますか？ 膨張剤に配合されている硫酸アルミニウムカリウム、硫酸アルミニウムアンモニウムの割合から理論上のアルミニウム含量を算出して、膨張剤の使用量を決められることが一般的と存じます。しかし、アルミ鍋、製造水、食品原料等に含まれるアルミニウム含量の把握は難しく、これらのキャリーオーバーの影響により、分析すると使用基準違反になる可能性が考えられます。この場合、この食品の回収や罰則等は生じるのでしょうか？	